

新型コロナウイルス感染症に関する 国民健康保険税の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準を満たす世帯は、御坊市国民健康保険税が減免となります。

減免を受けるためには、申請が必要です。



◆対象要件

【要件1】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

【要件2】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①から③までのすべてに該当する世帯

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年中の収入と比べて30%以上減少する見込みであること
- ②令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の合計所得金額が400万円以下であること

※減少が見込まれる事業収入等にかかる令和3年中の所得金額が0円（マイナス含む）の場合は、減免の対象外となります。

◆対象となる保険税

普通徴収の場合…令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

特別徴収の場合…令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に特別徴収対象の年金給付の支払日が設定されているもの

◆申請に必要なもの

①収入が減少したことがわかる書類

【事業・農業・不動産収入の方】

令和4年1月から申請月の前月までの売り上げが分かる帳簿と、申請月から12月までの各月見込額
令和3年分確定申告書一式（申告書・収支内訳書等）

【給与収入の方】

事業所より交付された令和4年1月から申請月の前月までの給与明細書と、申請月から12月までの各月見込額

②休業補償による保険金や損害賠償等により補填された方は金額が分かる書類

◆申請期限 令和4年7月中旬（※）から令和5年3月31日

※令和4年度国民健康保険税納税〔入〕通知書到着後

◆注意事項

- ・申請期限を過ぎると受付できません。
- ・申請内容に不正があった場合、減免を取り消すことになります。
- ・減免決定後、売り上げや給与額が申請時より大幅に増えたことによって対象要件に該当しなくなった場合、減免を取り消すことがあります。

詳しくは、国保年金課 国民健康保険係（☎0738-23-5530）に電話でお問い合わせください。